

「神話教育」講義を始めるにあたっての覚書

中 條 敦 仁

1. はじめに

日本の神話は戦後 GHQ の施策とともに排除される。これ以降、学校教育において『古事記』『日本書紀』の『記紀』神話を初め、神話に関わるものが国語の授業において扱われることはほとんどなくなった。その結果、神話は単なる作り話、軍国主義に走らせた権力の象徴とされ、その地位は失墜する。

中沢新一は『人類最古の哲学』『はじまりの哲学』で次のように記している（本文中の下線は稿者が必要に応じて付したものである）。

* 神話は人間が最初に考え出した、最古の哲学です。（…中略…）わたしたちが今日「哲学」という名前で知っているものは神話のはじめて切り開き、その後展開されることになるいっさいのことを先取りしておいた領土で、自然児の大胆さを失った慎重な足取りで進められていった後追いの試みにすぎないのかも知れません。神話はそれほど大胆なやり方で、宇宙と自然の中における人間の位置や人生の意味について考え抜いてこようとしました。人間の哲学的思考の、もっとも偉大なものとは、まさに神話の中に隠されているのです。

* 『記紀』神話は八世紀に、明確な政治的意図をもって編纂されたものがありますが、その中にはあきらかに新石器文化に属しているきわめて古い来歴をもつ神話が、たくさん保存されているのです。これは世界の諸文明の中でも、あまり類例のないことです。

* 人類最古の哲学的思想の破片が、そこでキラキラと光っているのが見えるのです。そんなに魅力的なものを子供たちに教えないというのは、なんともったいないことなのでしょう。

中沢が指摘しているように神話は「古い来歴をおおく含む神話は、最古の哲学といえ、そこには宇宙と自然の中における人間の位置や人生の意味について考える上でのヒントがおおく点在している」ものといえるのである。

前掲引用文の最後の「そんなに魅力的なものを子供たちに教えないというのは、なんともったいないことなのでしょう。」という中沢のことばに示されているように、政治的意図を中心に『記紀』神話を読み解くのではなく、日本人の思想や哲学の根源を探るといふ側面から再評価することができ、現代における「神話教育」をおこなうための重要な視点の一つといえる。

また、河合隼雄は『神話と日本人の心』「二 神話の意味」で次のように記している（引用本文中の下線は稿者が必要に応じて付したものである）。

* ある部族はそれがひとつの部族としてまとまりをもつためには、それに特有の物語を共有することが必要となったのである。その部族はそのような世界の中で、どのようにしてできあがり、今後どうなってゆくのか、それらを「物語」るものとしての「神話」によって、部族の成員たちは、自分たちのよって立つ基盤を得、ひとつのまとまりをもった集団をして存続してゆけることになる。

* 長い時間的経過の間には、伝説、昔話、神話は互いに他の形に変化してゆくことも多い。ある特定の地域の伝説であったものが、その地域の勢力が強くなるにつれて、神話に格上げされたり、逆に神話の内容が時の経過と共に、伝説や昔話になることもある。したがって、心理的には、これら三つの物語は本質的にそれほど差のないものと考えてよいだろう。

* 日本神話は、まとまったものとして書き残されているので、日本人全体

の心性に深くかかわるものとして読みとくことが可能である、と思われる。

河合の指摘から神話は「心理的には伝説、昔話と比べ本質的にそれほどの差はなく、互いに他の形に変化しつつ継承されてきたもの」であり、「日本人全体の心性、つまり精神のあり方と深くかかわるものとして読みとくことが可能なもの」といえる。

ここでもやはり政治的意図を中心に記紀神話を読み解くのではなく、日本人が日本人たる由縁、アイデンティティーを探るという側面から再評価することができ、現代における「神話教育」をおこなうための重要なもう一つの視点といえよう。

また、「伝説、昔話、神話は、本質的にそれほど差がない」という河合の指摘は、神話教育を行っていく上で、重要な提言である。

『記紀』神話は確かに編集に際して統治者の優位性を示すという政治的意図を持っている側面はある。これまでその面ばかりに注目しすぎたために、本来神話の持っているその国、その民族の持っている英知、哲学の根源、日本人たる由縁、アイデンティティーを探るという行動に目を向けることができなくなった。しかし、この目を向けなかったところに注目し、その内容を批判的に検証しつつ本質部分を継承していく点において今後の神話教育が重要な役割を果たすと考える。

本稿は、神話が虚構の物語ではなく、生活に密着した日本人の根源を知るための物語として捉え、それを我々が共有していくための導入となる学校教育の中で、どう扱うかを考えるための講義である「神話教育」を始めるにあたっての覚え書きである。

2. 新学習指導要領「伝統的な言語文化に関する事項」とのかかわりから

平成20年の学習指導要領改訂（以下、「新要領」と表記）により、「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」が設定された。学習指導要領に示された「国語の特質に関する事項」に関するものとしては「イ 言葉の特徴や決ま

りに関する事項」「ウ 文字に関する事項」「エ 書写に関する事項」がこれにあたるものと考えられる。旧学習指導要領（以下、「旧要領」と表記）と比較すると、旧要領に散見していた言語に関する指導事項をまとめたものと理解して差し支えない。

今回の改訂で特筆すべきは、旧要領にあった「昔話や童話」が、新要領の第1学年及び第2学年「伝統的な言語文化に関する事項」では「昔話や神話・伝承」という文言に変更されている点である。ちなみに、旧要領にみられた「童謡」は新要領ではみられない。

【旧要領】

3 内容取り扱い

(1) 内容の「A 話すこと・聞くこと」、B「書くこと」及び「C 読むこと」に示す事項の指導は、例えば次のような言語活動を通して指導するものとする。

「C 読むこと」

昔話や童話などの読み聞かせを聞くこと、絵や写真などを見て想像を膨らませながら読むこと、自分の読みたい本を探して読むことなど

【新要領】

〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕

(1) 「A 話すこと・聞くこと」、B「書くこと」及び「C 読むこと」の指導を通して、次の事項について指導する。

ア 伝統的な言語文化に関する

(ア) 昔話や神話・伝承などの本や文章を読み聞かせを聞いたり、発表し合ったりすること。

冒頭にも述べたように、神話が単なる嘘の作り話、軍国主義に走らせた権力の象徴とされ排除されてきたことを考えると、学習指導要領に「神話」の二文

字が入ることに違和感や危機感を募らせる人も少なからずいると思われる。しかし、新要領に示された「昔話・神話・伝承」は、前掲河合の「心理的には伝説、昔話と比べ本質的にそれほどの差はなく、互いに他の形に変化しつつ継承されてきたもの」という論を踏まえるならば、なんら違和感はなく、この3つは必然の組み合わせであり、むしろ一体的に取り組まないほうが不自然というべきである。

3. 新学習指導要領用の検定教科書

「教育基本法の改正→学習指導要領の改訂」を経てから始めての全面改訂教科書である平成23年4月より使用される小学校検定教科書に「神話」が登場した。新要領の「伝統的な言語文化に関する事項」に「神話」という文言が追加されたことを受け、小学校1, 2年の国語の全教科書に「神話」教材が設定される結果となった。これは、前掲中沢・河合の視点から考えると、大いに歓迎されるべきことである。神話は、日本人のアイデンティティーや日本の始まりの時代、つまり今の日本の基礎を築いた時代の日本の様子を知る、また、今につながる風習や風俗、地域というコミュニティの形成の根本を探るためにもっとも有効な教材といえるからである。

平成23年4月より使用される小学校検定教科書を概観すると、教科書教材神話として「因幡の白ウサギ」がもっとも採用率が高く、他には「ヤマタノオロチ」、「海幸彦山幸彦」が採用されている。これら作品をみると、主人公（読者が読む場合に置く一つの視点）が明確で、なおかつ物語性の強いものである。「伝説、昔話、神話は、本質的にそれほど差がない」という河合の視点に立ってみるならば、「因幡の白ウサギ」も「スイミー」も「ごんぎつね」も本質的に大差のない、いわば「物語」といえるのである。よって、教材設定上「神話」と位置付けられたこれら教材は、神話であるということを強く意識しなくても、「物語」として捉えることは容易である。

4. 物語とは

「物語」を『新明解国語辞典』で引くと「①物語ること。また、その内容。②語り伝えられて来た話。③〔平安時代以降の〕散文形式を取った文学作品。」とある。また、武藤武美は「古代王権と文学―物語と歌垣―」で、「物語」について次のように記している（引用本文中の下線は稿者が必要に応じて付したものである）。

- * 事物につけられた名前の意味は時とともに必ず曖昧になり、やがて忘却されていく。そのとき名辞によって繋がっていた、人々をとりまく関係の世界は意味を喪失して不可思議な渾沌を孕んだ危機に直面することになる。こうして人々は、更めて名前のいわれと事物の生成の事情を解き明かして世界と再び有意義な関係を形成する必要にせまられる。失われてしまった名辞の意味を再発見し人間の手もとに取り戻さなくてはならないのだ。そのために自分たちの生活の場である土地や山や河の名前の由来を更めて創り出すのである。ここに物語の成立する根柢があったのであり、物語とは共同体の匿名による世界の再創造であり再認識であった。

地名の由来を語ることはその土地の起源を語ることであり、それはまたその土地に住み着いている人々の起源について語ることであった。

また、次のようにも記している。

- * 「事の起こり」や「始まり」は人々の記憶の中から失われてしまっている。それはもはやいかなる人間の記憶の中にもありえないものなのであり、だからこそ「事の始まり」は物語をとして創造されなければならなかったのである。その意味で「世界の起源」とは人間の想像の中のみ存在したのであり、過去の出来事の伝承を通していわば回想的に想像されるのであって、その時の想像力は生き生きと発揮される。

辞書の記述と武藤の指摘を踏まえ考えると、「物語は、その土地や、その土地に住み着いている人の起源を語ること、その共同体の再創造・再認識すること」であり、「過去の出来事を『伝承』を通して、回想的に想像され」たものであり、それが「語り伝える」つまり「伝承」という形で現代に受け継がれてきたものといえる。

「その土地や、その土地に住み着いている人の起源を語ること」「その共同体の再創造・再認識」であるという点に注目するならば、神話も日本という共同体の起源、その土地の起源を記したものであり、「物語」も「神話」もその質は大きく異ならない。

5. 地域伝承を収集した『風土記』から学ぶ

河合・武藤の指摘をまとめると、「伝説」「伝承」「昔話」「神話」「物語」もその質を異にしない。よって、神話を教材として使用することはなんら問題ではない。また、神話は、日本人が日本人たる由縁、アイデンティティーを探るという面からみれば、優良な教材といえる。

では、どのような神話教材を使用すれば、神話をより身近に感じ、日本人が日本人たる由縁、アイデンティティーを探ることができるのであろうか。そのヒントが『記紀』編纂の基本資料である『風土記』の編纂意図にみてとれる。

『続日本紀』和銅六年五月二日の条に、元明天皇が以下のような『風土記』撰進の命を下している。

- * 五月甲子、a 畿内と七道との諸国^{くにくに}の郡・郷の名は、好き^よ字を着けしむ。
b その郡の内に^な生れる、銀・銅・彩色・草・木・禽・獸・魚・虫のは、
具に色目を録し、c 土地^{よくせき}の沃瘠、山川原野の名号の所由、また、d 古老
の相伝ふる旧聞・異事は、史籍に載して言上せしむ

(新日本古典文学大系『続日本紀 一』197頁より引用)

上記を端的にあらわすと次のようになる。

- a. 畿内と七道の諸国は、郡・郷の名には良い字をつける。

- b. 郡内に見受けられる銀、銅、彩色、草木、禽獸、魚虫などを、もれ落とすことなく記録する。
- c. 土地の肥沃の状態や山・川・原野の名前の由来を記す。
- d. 古老から伝え聞いた話や変わった出来事。

a～dの4点を史籍としてまとめ、報告せよという命である。これは、土地の名前の由来やそこに伝わる伝承・昔話を朝廷として集約し、元明天皇を中心とした国家という共同体の構築を図ったものと考えられる。この行動は、先に示した武藤の言う、「物語とは土地や、その土地に住み着いている人の起源を語ること、その共同体の再創造・再認識すること」という指摘に通じる。よって、この風土記の編集は、日本という共同体を再認識するための「物語」の生成、つまり共同体の起源を探り、その共同体のアイデンティティーの確立のための基礎作業といってよいであろう。

現在、神話というと、23年度以降使用教材に見られるような「因幡の白ウサギ」「ヤマタノオロチ」、「海幸彦山幸彦」、「国生み」「天岩戸」など『古事記』に収録された作品群をイメージしやすいが、これらは、現代の児童・生徒には遠い昔の話し程度の認識しかなく、なじみが薄いために、身近に感じられない。よって、教材として扱ったとしても自身の起源を探り、郷土に愛着を持つ、伝統的な文化への理解と継承というような思考や行動まで発展するとは考えがたい。

まず身近に感じ、自身の起源などに興味を持たせるためには、生活に密着した形で神話を読むことがもっとも良い方法であり、そこでヒントとなるのが『風土記』の編集意図と方法である。つまり、児童の住む地域の土地名称の由来や神社などを中心として伝わる神話・伝承を知り、その地域の起源やその土地の伝統から探り始めるということである。この活動こそ、新たな神話教育を構築していくための基礎作業である。

6. 「神話教育」講義をどう構築していくか

「神話教育」講義をおおよそ4つのカテゴリー（以下に示す①～④）にわけ講義を構築する。

①神話について考える

神話とはどういう要素を含んだものかを考え、日本文化・思想の根源をなすもの（哲学・アイデンティティー・風習・民族としての共通項など）を内包していることを確認する。

②学習指導要領の分析

平成20年3月告示の学習指導要領、小・中・高等学校国語科に新設された「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」の内容分析をする。その上で小学校1・2年生の国語科に示された「神話・伝承」が他学年で有効に活用できないかどうかを検討する。

③地域伝承神話の収集

風土記の編集に習い、伊勢市及びその周辺地域や受講生の居住地の神社やそれにまつわる地域神話・民話を収集する。収集は以下のようにおこなう。

- a. 県史・市史・町村史等に掲載された地域伝承話などから地域伝承神話の類を取り出す。
 - b. 地域で発行されている地域民話を集めた本（こども向けの絵本や童話なども含む）から地域伝承神話の類を取り出す。
 - c. 受講生の住む地域に伝わるもの（口承も含む）から地域伝承神話の類を取り出す。
 - d. 受講生の住む地域にある神社の縁起を調べる。
 - e. 伊勢市及びその周辺地域の神社にまつわる縁起を調べる。
- a～eのいずれかの方法により、地域伝承神話を収集し、教材化のための基本本文を探る。

④教材化の方法

収集した地域伝承神話の中から、教育教材として有効に働くであろう作品を吟味し、必要に応じて「再話」や「創作話」を作成する。授業は、学年・対象に合わせて、「ペープサート」、「紙芝居」、「劇」、「朗読」、「語り」などさまざまな手法を駆使する。

上記、①～④の4つのカテゴリーを柱とし、「調査」・「分析」・「研究」・「教材作成」・「実践」・「改善」という作業を受講生を中心としておこないたい。

7. 講義計画案

先に示した4つのカテゴリーをもとに作成した講義計画案の概要は以下の通りである。

【講義計画案】

<講義名>

神話教育（8セメ＜4年生秋学期＞開講科目）

<目的>

日本神話は、単なる昔話ではなく、儀礼、信仰など宗教学のみならず、文学、人類学、心理学、社会学など、多方面からのアプローチができ、あらゆる事物・事象の存在根拠を示し、日本の歴史・伝統・文化の根幹をなすものであることを理解し、次世代に伝えることの大切さを知る必要がある。そこで、本講義では、神話あるいは、神話に表れた日本人としての精神を、教育現場でどのように伝えていくか、またどのような教材を使用することが有効かを、学習指導要領「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」と照らし合わせて具体的に探ることを目的とする。

<目標>

- ・学習指導要領「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」を精読する。
- ・神話に秘められたアイデンティティーを探る。
- ・いくつかの地域伝承神話について取り上げ、相違点を考え、地域特性を見出す。
- ・地域伝承神話を発掘し、学校現場で使える神話教材の開発をする。

<講義案（半期15講）>

1. 『「神話」とは何か』というテーマでの話し合い
2. これからの神話教育のあり方についての話し合い
— 学習指導要領「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」を基本として —
3. 『古事記』掲載神話と地域伝承民話、神話について考える
4. 小学校1・2年生に対する神話の使用可能な教材とはどのようなものか分析をする
5. 地域伝承神話の収集と教材化に関する説明
6. 地域伝承神話の収集 — 文献からの収集結果報告① —
7. 地域伝承神話の収集 — 文献からの収集結果報告② —
8. 地域伝承神話の収集 — フィールドワークによる収集結果報告① —
9. 地域伝承神話の収集 — フィールドワークによる収集結果報告② —
10. 教材化①
11. 教材化②
12. 教材化③
13. 教材発表会と分析・評価①
14. 教材発表会と分析・評価②
15. 作成教材の問題と改善について考える

8. おわりに

以上、「神話教育」講義を始めるための基礎的な事項と方法を覚書としてまとめた。第7節に示した講義計画案をもとに平成23年度の秋学期から講義を開始する予定である。実際に地域伝承神話がどれほど残っているのか、また受講生の居住地の広狭により、教材化できる地域伝承神話の収集ができるかどうかはわからない。とにかくここに記した覚書をもとに、講義をおこなってみたい。実際の講義内容や教材化した地域伝承神話などの紹介については、折をみて報告したい。